平成２５年（フ）第４３号
茨城県取手市戸頭７丁目７番８―207号
債務者　湯谷　　修
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
茨城県取手市戸頭７丁目７番８―207号
債務者　湯谷　典子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
長野県安曇野市穂高6923番地１
債務者　竹川　時子（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第７号
滋賀県長浜市高月町高月318番地
債務者　マッサージ西川こと　西川　　昇
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
兵庫県宝塚市安倉南４丁目20番17―301号
債務者　前田　康子（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第６３９号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目９番27号グリーンパーク尾浜Ⅱ101号、前住所兵庫県尼崎市武庫豊町３丁目５番１―702号
債務者　冨田　浩次
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目７番７号ドムール尼崎702
債務者　澤本　誠志
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１６８号
兵庫県尼崎市西桜木町68番地の１
債務者　大石トメヲ
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１６号
愛媛県西予市宇和町卯之町４丁目739番地
一の瀬団地17号
債務者　石村　豊子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第１９１号
熊本市中央区水前寺公園16番30―609号
債務者　坂口　経子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２１３号
熊本市中央区黒髪１丁目２番20号　４号棟、前住所熊本市南区野田３丁目８番16号　シャルム野田202
債務者　高橋　公治
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２１６号
熊本市東区尾ノ上４丁目11番131号　クインハイツ401
債務者　本田由美子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２２８号
熊本市西区池田２丁目53番２―307号
債務者　藤嶽　良子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３１号
群馬県桐生市広沢町６丁目580番地　市営29号
債務者　阿部　三生
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第２６２号
埼玉県加須市礼羽373番地１　コーポパインブック101、旧住所埼玉県加須市水深1396番地８
債務者　中里　正人
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２９９号
埼玉県蕨市北町１―13―３―201、住民票上の住所埼玉県蕨市北町１丁目13番３号
債務者　原　なつみ
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３２９号
埼玉県北本市古市場１丁目54番地２
債務者　小原　豊子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係